

特別養護老人ホーム ひかり隣保館

重 要 事 項 説 明 書

当ホームが提供するサービスについての相談窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 04-7131-2914 当ホーム事務室

(受付時間 9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00)

担当：生活相談員・介護主任

☆その他の窓口☆

当ホーム以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

柏市役所 電話番号 04-7167-1111 (柏市高齢者支援課)

1 特別養護老人ホームの概要

(1) 施設の名称・所在地等

施設名	特別養護老人ホーム ひかり隣保館
所在地	千葉県柏市十余二 175-42
電話番号	04-7131-2914
事業者番号	介護老人福祉施設(千葉県1272200542号)
施設長名	太田 元子

(2) 当ホームの職員体制 (令和6年4月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者		1名		1名
医師	医師		1名	1名
生活相談員	社会福祉士	1名		2名
	社会福祉主事	1名		
栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員	看護職員と兼務			
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士	2名		2名
事務長		1名		1名
事務職員		1名		1名
介護・看護職員	看護師	2名	1名	3名
	准看護師	1名	2名	3名
	介護福祉士	19名	2名	21名
	社会福祉主事	1名		1名
	ホームヘルパー2級 初任者研修	2名	2名	4名
	介護基礎課程 実務者研修	7名		7名
その他		5名	4名	9名

(3) 当ホームの概要

定 員		83名	食 堂		2室
居室 (多床室)	4人部屋	20室	浴室	一般浴室	1室
	3人部屋	1室		リフト浴室	1室
	個 室	2室			
静 養 室		2室 2床		特殊浴室	1室
医 務 室		1室		チェア浴	1室
機能訓練室		2室		ミスト浴	1室

2 サービス内容

(1) 基本サービス

- ① 介護支援専門員により施設サービス計画を作成いたします。
- ② 介 護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
食事、入浴、排泄等の介助。体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等。
- ③ 居 室 基本的には4人部屋となります。ただし、介護上または他の利用者への影響等により必要と認められるときは1人部屋をご利用いただきます。
- ④ 食 事 朝 食 8:00～ 8:30
昼 食 12:00～12:30 ※原則として食堂で摂取していただきます。
夕 食 18:00～18:30
- ⑤ 入 浴 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴の機会を提供しております。状態等により清拭となる場合があります。
- ⑥ 機能訓練 看護・介護職員が中心となり体操など集団での対応を行います。
- ⑦ 生活相談 常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。ホームでの生活上、お困りのことがありましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。
- ⑧ 健康管理 当施設では、年間2回の健康診断を実施しております。
また、週に1回、協力病院の医師による診療を受けることができます。

(2) その他のサービス

- ① 理 美 容 毎月3回理美容のサービスを提供しております。
理 容 第4月曜日 料金 1,500円 ※都合により日程が変更
美 容 第1水曜日 料金 1,000円 される場合があります。
第4火曜日 料金 1,000円
- ② 年金等の手続代行 年金等の公的書類の申請・変更手続等もホームで代行することも可能です。ご希望の方はお申し出下さい。
- ③ レクリエーション 当ホームでは各種の行事を行っております。行事予定表等でお知らせいたします。ただし、やむを得ず日程の変更、中止等をさせていただく場合が有りますので参加の際は事前にご確認下さい。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。
- ④ 日常費用支払代行 郵便貯金等の通帳、小遣い金をお預かりし、医療費や保険料などの日常生活費の支払い等を代行することができます。ご希望の方はお申し出下さい。
- ⑤ 貴重書類等の保管 健康保険証、介護保険証、身体障害者手帳、年金証書等の書類及び届出印等の貴重品をホームでお預かりいたします。
- ⑥ その他

3 利用料金

(※料金については、**別紙1 料金表**を参照)

(1) 介護給付によるサービス(契約書第4条参照)

(2) その他介護給付サービス加算

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス **別紙1 料金表**を参照

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当り)のご負担となります。

② 居住に関する費用(光熱水費及び室料)

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料を、ご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当り)のご負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室をあけておく場合は、第1～第3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

③ 日常生活特別サービス費

	項目	内容	利用料金
1	預り金管理及び出納金代行料	貴重品等を預かり、管理します。	2,500円/月(税込)
2	買い物代行料	日常生活品の購入のための買物を代行します。	1回 150円(税込)
3	買い物同行料	日常生活品の購入のための買物に付き添います。	1回 500円(税込)
4	髪染めサービス	髪染を行ないます。	1回 500円(税込) (ヘアカラーリング剤の料金は含みません)
5	通信費 (国内のみ)	郵便物の転送や家族や知人への電話料金として。	500円/月(税込) (郵便物の転送がない場合は300円)
6	その他の費用	電化製品使用、予防接種費用等	実費

④ 行事参加費

⑤ 理美容代金

(4) 基本料金の減免措置 (**別紙1**の基本料金が減免される場合があります)

① 旧措置者に対する減免 ② 食費の基準費用額の減免 ③ 社会福祉法人による減免措置

(5) 利用料金の支払方法

毎月10日頃に、前月分の請求をさせていただきます。

お支払い方法は、口座自動引落し(27日引落し)を基本とさせていただきますが、郵便振込を希望される場合はご相談ください。(口座引落しの手続きには2～3ヶ月かかります)

* 請求書に記されている期日までに、通帳残高の確認またはお支払いをお願いいたします。

4 入退所の手続き

(1) 入 所

ご契約ののち、利用者の体調確認、お荷物等のお預りをさせていただきます。
尚、ホームでの生活となりますので、入所後に市役所にてホームへの転居の手続きをお願いいたします。
その際、被保険証類、身体障害者手帳等の住所変更の手続もお願いいたします。

(2) 退 所

契約が終了された際には、料金の精算、預かり金品の返却、所持品のお引取り等、退所の手続をお願いいたします。手続の日程はその都度ご相談させていただきます。

5 当ホームのサービスの特徴

運営の方針

老人福祉法および介護保険法の理念に基づき、入所者の人格と個々のニーズを尊重し健全で明るく、そして、安らかな生活が送れるよう努めると共に、施設の社会的使命と公共性を重んじ事業の円滑なる運営を期することとする。

<重点項目>

- 1) 高齢者介護の内容充実を図り、日常生活の質の向上に努めます。
- 2) 職員の資質、専門性の向上に努め、より良いケアのため自己研鑽に励みます。
- 3) 地域社会との交流を深めると共に諸々の在宅ケアの推進に努めます。

6 施設利用の際の留意事項

<禁煙のお願い>

当ホームでは、火災予防、健康管理、環境衛生に努めており、敷地内全域を禁煙とさせていただいておりますので、面会時の喫煙はご遠慮下さい。ご協力をお願いいたします。

<面 会>

毎日面会することができますが、他の利用者の生活時間に影響を与えないよう面会時間を設定させていただいております。

<面会時間> 9:00 ~ 19:30

(受付での面会簿にお名前のご記入をお願いしております。)

利用者の皆さんは、ご家族の面会を心待ちにしております。ご都合がございましたら是非とも、ホームまでお越し下さい。

面会時の食べ物のお持ち込みについては、その時に召し上がる分量のみをお願いしております。

ホームでは、食事以外におやつとして、菓子類・飲み物等を召し上がっていただいております。また、買物日に個人で買われたものも召し上がっておりますので、お持ち込みになる際は少量でお願いいたします。尚、同室の方へのお心遣いは、カロリー制限等をされている方がおりますのでご遠慮下さい。

小さなお子様が面会される際は、廊下を走ったり、大きな声を出すことのないようお願いいたします。

<行 事>

ホームでは各種の行事を開催しておりますが、ご家族の参加も歓迎しております。誕生会や敬老祝賀会等、ご家族と共にお祝いされることを何よりも喜ばれます。また、ピクニック、納涼会等はご家族の方も一緒に楽しんでいただけたらと思います。行事の予定は掲示板、年間行事予定表等でご確認下さい。

<外 出 ・ 外 泊>

外 出……10時から16時の間をお願いいたします。その際、外出先、帰館時間等をお知らせ下さい。
尚、昼食を外食される際は、事前にご連絡下さい。

外 泊……事前に外泊期間、出発時間、帰館時間、外泊先等をお知らせ下さい。

☆体調等により、外出・外泊をご遠慮いただく場合がありますのでご了承下さい。

<飲 酒>

ホームでの行事の際、ビール、日本酒等をお飲みいただく機会がございます。晩酌等をご希望の方は健康管理上、医務係にご相談ください。

<テレビ鑑賞について>

館内の、食堂とロビーにテレビが設置されておりますのでご自由にご覧下さい。

* 個人でテレビの設置を希望される際は、ホームへご相談下さい。

居室にテレビを設置される場合、スペースに限りがありますので小型の製品でお願いいたします。

テレビ購入費用は、個人で負担していただきます。また、電気代として別途費用をいただきます。

* 居室内でテレビをご覧になる際のお願い

同室者の迷惑にならないよう、イヤホンをご使用下さい。

室外へ出る時やお休みになる時は電源をお切り下さい。

消灯時間をお守り下さい。

食事、レクリエーション、行事等の時間はテレビ鑑賞をお控え下さい。

<金銭・貴重品の管理>

居室には施錠できる収納個所がありませんので、貴重品のお持ち込みはご遠慮下さい。金銭を自己管理される際は少額に留め、ご自身の責任により保管下さい。

ホームで金銭をお預かりする場合は、郵便貯金通帳および小遣い帳にて複数の職員の立会いのもと管理させていただいております。

<所持品の持ち込み>

各居室の、床頭台、戸棚に収納していただいております。収納量に限りがありますので、衣類等は季節毎に入れ替えをお願いいたします。

衣類の洗濯は、ホームで行いますので縮みやすいもの、高価なものはお避け下さい。セーターなど縮みやすいものをお使いになる時は、ご家族にクリーニングをお願いしております。

時計を必要とされる方は、目覚し時計のような置時計をお使い下さい。腕時計は誤って洗濯してしまう場合があります。

<協力病院>

当ホームでは、辻仲病院柏の葉が協力病院となっております。ホームでの診療、病院での受診・検査・入院等の必要がある場合は、辻仲病院柏の葉に依頼しております。

* 診察日

毎週火曜日（祝日、年末年始は除く）に協力病院の医師による診療を受けることができます。

入院及び検査等、医療機関で受診する際には、ご家族に付添い等のご協力をお願いしております。

* 他の医療機関への受診

ご家族に付添いをお願いしております。

<入院された場合>

利用者が入院され退院の見込が立たない場合は、3ヶ月を待たずに退所の手続をさせていただく場合があります。その後、退院の予定が立ちましたら、再入所していただくこともできます。ただし、当該利用者が要介護1又は2である場合については、入所判定委員会が特例入所の要件に該当すると判断した場合に限ります。

<宗教活動>

利用者の信仰は自由ですが、施設内での布教活動（勧誘、宣伝、品物の配布等）は一切認めておりません。また、いかなる政治活動及び営業行為も一切認めておりません。

<ハラスメント行為等の禁止>

サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を禁止しております。

ハラスメント行為が認められた場合、契約を解除する場合があります。

ハラスメント対応を含む支援上、利用者についての情報を共有する場合があります。

<ペット>

施設内では、小動物であっても飼育することはできません。また、ペット等の入館はご遠慮いただいております。

7 緊急時の対応

ご利用者に容体の変化等があった場合には、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、事前にお聞きしている緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

場合によっては一刻を争うこともありますので、ご家族の方に病院に駆けつけていただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

利用されている方々は、ご高齢であり、病弱の方もいらっしゃいます。辛いことではありますが、万が一のことも考えておかなければなりません。日頃から身内の方とお話し合いをしていただければと存じます。

急なご不幸等で対応に戸惑われた時にはホームで相談させていただきます(葬儀社の紹介等)のご遠慮なくお申し出下さい。

8 非常災害対策

災害時の対応	災害備蓄品の保有、他施設との協定、介護職員以外の宿直者の配置等を実施しております。
防火設備	熱・煙感知器、スプリンクラー、非常時自動放送装置、非常ベル、消火器、消火用散水栓等を設備しております。
防災訓練	年間3回、避難・誘導・通報訓練、消火訓練等を消防署の指導のもと行っております。
防火管理者	菊地 俊介

9 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 千葉県厚生事業団
代表者役職・氏名	理事長 渡部 昭
本部所在地	千葉県柏市十余二 175-42
電話番号	04-7131-6600
定款の目的に定めた事業	1. 第一種社会福祉事業 (1) 養護老人ホームの設置経営 (2) 特別養護老人ホームの設置経営 2. 第二種社会福祉事業 (1) 保育園の設置経営 (2) 老人短期入所事業の設置経営
施設・拠点等	養護老人ホーム 1カ所 訪問介護事業所 1カ所 特別養護老人ホーム 1カ所 ショートステイ 2カ所 居宅介護支援事業所 1カ所 保育園 1カ所

介護老人福祉施設入所にあたり、本書面に基づいて重要な事項の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 千葉県柏市十余二 175-42
名称 特別養護老人ホーム ひかり隣保館

説明者

所属 生活相談員

氏名 _____

重要事項説明書(控え)

緊 急 連 絡 先		
第一連絡先	氏名・名称	
	住所・所在地	
	電話番号	
	続柄等	
第二連絡先	氏名・名称	
	住所・所在地	
	電話番号	
	続柄等	

私は、本書面により、特別養護老人ホームひかり隣保館入所に際し、介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____